

令和2年第3回

甲佐町議会11月臨時会会議録

令和2年11月18日

熊本県甲佐町議会

令和2年第3回甲佐町議会（臨時会）目次

○11月18日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 議案第58号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	5
日程第5 議案第59号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の 議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	8
日程第6 議案第60号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）	10
閉会	16

1 1 月 1 8 日 (水曜日)

令和2年第3回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

- 1. 招集年月日 令和2年11月18日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会 11月18日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 11月18日 午前10時55分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太一
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
住民生活課長 藤井貴美代	健康推進課長 福島明広
福祉課長 岡本幹春	環境衛生課長 橋本良一
建設課長 志戸岡弘	農政課長 井上幸介
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 森田精子 6番 佐野安春

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第58号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

日程第5 議案第59号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員
の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第6 議案第60号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。ただいまから、令和2年第3回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

今臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配布のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番、森田精子議員、6番、佐野安春議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

議案第58号甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第59号町長等の給与及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）、以上3件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（宮川安明君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第3回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中ご参集をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、ここで一つ議員の皆様方にご報告しておきたい件がございます。平成12年に施行されました過疎地域自立促進特別措置法、この法律については、当初の期限から、これは議員立法によって制定されたものでありまして、11年延長されております。そして、本年

度末をもって期限を迎えるということになります。この過疎法につきましては、昭和45年に施行されており、10年間の時限立法ということで繰り返し制定をされ、本町も当初から対象市町村として、これまで過疎債、あるいは国庫補助などの補助率のかさ上げ、そういった支援を受けてまいったところでもあります。

そういう中で、来年度からは新法が施行されるということになりますけれども、情報によりますと、本町については、要件が見直しされるということに伴いまして、卒業団体になるという見込みという情報が入ってきております。最終的にこの新法については、議員立法により年明けに審議されると聞いているところではありますけれども、そういった情報を得た上で、この期を捉えまして、仮に適用された、適用から外された場合においても、経過措置期間が5年間あるというふうにお伺いをしておりますけれども、見直しも含めたところで寛大な措置をはかっただけのように、実は10月22日に上京いたしまして、連日、坂本大臣を含め県の選出の国会議員の先生方、それから、総務省の黒田次官、大村審議官、そして、梶過疎対策室長等にですね、過疎が外れるであろうと予想されるそういう町村でお願いに行ったところでもあります。

さらには、10月27日の日には、これが先ほど申し上げたように議員立法ということもありましたので、現在、自民党の過疎対策特別委員長、それから副委員長のお二方のほうも訪問をいたしまして、町の現状、財政状況等をつぶさにご説明をしながら、お願いをしまいったところでもあります。

これから非常にこの件については、町の行財政運営を大きく方向転換させないとも限らないような状況でもありますので、今後の動向については、注視をしながら、仮に卒業団体となった場合でも、その方向性をですね、きちんとした形で探っていかなきゃならないことを考えているところでもあります。来月には予算編成の方針も示さなくちゃなりませんし、中期財政見通し等についても、これまで考えておった以上に厳しい状況にもなるかと思っておりますけれども、なんとかそういう場面においても、いろんな事業、町の活性化に向けては、きちんとした形でやり遂げたいという思いはありますので、議員各位におかれましては、どうかこれまで以上のご支援、ご協力のほうを心からお願いを申し上げます。

それでは、今期臨時会に提出をいたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案をいたしております案件は、条例案件が2件、補正予算案件が1件、合わせての3件となります。

まず、条例案件といたしましては、人事院勧告等に基づき、職員や町の三役及び議会議員の期末手当の率を改正する関係条例の一部改正をご提案をいたしております。

次に、議案第60号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。この補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金、2次補正予算関連事業に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,701万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ96億9,044万2,000円といたしております。

補正の内容について、まずは歳出からご説明申し上げます。総務費で総務管理費の企画費に、町図作成費用として38万5,000円。県が実施している熊本県生活困窮大学生等のための給付金交付事業対象者であって、町内在住や出身の大学生等に一人当たり3万円を支給する大学生等応援事業給付金に240万円を追加しております。衛生費では、保健衛生費の総合保健福祉センター費に、施設空調設備費用として4,408万3,000円を追加し、フィットネスセンター運営補助金の財源調整を行っております。商工費では、商工費の観光費に津志田河川自然公園の公衆トイレ改修関連費用として550万円を追加しております。教育費におきましては、保健体育費の保健体育総務費に、総合運動公園の備品購入費として464万2,000円。グラウンドゴルフ場管理費の運営補助金の財源調整を行っております。

続いて歳入につきましては、すべて地方創生臨時交付金を充当するというものでありまして、国庫支出金の総務費、国庫補助金に5,701万円を追加しております。

以上、今期臨時会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案審議の節は、各担当課長等に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で奥名町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第58号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第58号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。

議案第58号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することといたします。令和2年11月18日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、一般職の国家公務員の給与改定等により、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例、甲佐町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例及び甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第204条の2の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページにつきまして、改正文でございます。改正文につきましては、今回の改正につきましては、別紙の説明資料で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（北野 太君） ありがとうございます。それでは、説明資料ということで、別紙に付けておりますこの資料に基づいてご説明申し上げます。

それではまず、今回の給与条例改正におきましては、人事院勧告において、民間ポーナ

スの支給割合が4.46月と、公務員のボーナスの4.50月との差、0.04月程度の差を解消するため、0.05月分の期末手当を引き下げることとなっております。本町においても、この勧告に準じ引き下げることといたしております。

内容につきましては、まず第1条関係、職員の給与条例の改正では、期末手当の年間支給率の2.6月を2.55月とし、12月支給分で調整を図ることとしております。なお、再任用職員につきましては、0.725月となっておりますけれども、これにつきましては、勧告による改定はなかったことから変更はしないこととしております。

次に、2のその他の改定につきましては、これは人事院勧告との関係はございませんが、給与から控除される団体契約の保険料や団体取扱いの預貯金、また、貸付の返済金など、現在給料から天引きされている現状に合わせた文言の改正を、本条例改正に併せて行うこととしております。

次の第2条関係には、来年度以降の改正として、年間0.05月分を6月支給と12月支給分にそれぞれ0.025月分ずつ振り分けて引き下げる規定をしております。

次のページをお願いします。次のページの第3条関係で、一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の改正ということで、これにつきましては、特定任期付き職員の期末手当について0.05月分引き下げることとしております。これにつきましては、表をご覧になると、支給率が一般職より高い設定となっておりますが、ここでいう特定任期付き職員とは、高度な知識や経験を有する者をいまして、例えば弁護士や公認会計士など、任期付きで任用した場合の規定となっております。これにつきましては、これまで任用実績もなく、今後の任用の予定もない状況ではございますけれども、規定上改正する必要があるということから今回の改正となっております。

第5条関係では、本年度から制度開始となった会計年度任用職員の給与に関する条例の改正となります。この条例の附則中に、一般職の条例の規定を引用してあります。これが100分の130を100分の125ということで改めるものでございまして、この会計年度任用職員の支給割合の0.725月分は変更しないこととしております。

なお、1条、3条、5条の奇数の条文が、今年度中を対象とした改正分となっております。2条、4条、6条の偶数の条文につきましては、来年度以降を対象とした改正としております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい。6番佐野です。職員、一般職の職員の給与に関する条例の改正でありますので、関連性があると思いますので質問を行います。職員の給与水準は、ラスパイレス指数から見てどれぐらいの水準なのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは職員のラスパイレス指数ということでご質問でございますけれども、ラスパイレス指数につきましては、平成31年度分ということでお

答えさせていただきます。甲佐町においては、91.5ということになっております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい。平成31年の水準が91.5ということでご説明がありましたが、これは、県下45市町村の中でどれぐらいの位置を占めているのかご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。44番目ということでございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今ご説明がありましたように、県下45自治体の44番目というのは、下から2番目ということで決して高くない、全くこう低いほうの水準であるということで間違いございませんですね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。45市町村中44番目ということでございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） あの、ちょっと私のほうから少しその点についてお話ししたいと思えますけれども、ご承知のとおり、本町においての採用の仕方として、もうずいぶん前になりますけれども、社会人枠の採用というものを実施したところであります。それと、任期付き職員、要するにエキスパート関係の、その専門職に通じた人の採用とか、そういった他所にないそういった採用の方法を先駆けてやっておりますんで、年齢等で換算したときには、どうしても低くなりがちというような見方もできますんで、一概におしなべたところでのラスパイレスの率とは若干比較しづらい点があるということもですね、是非ご理解をいただきたいと思えます。

そうは申しましても、率が低いという数字が出ているのは間違いありませんので、これまでも昇格基準の期間の短縮とか、いろんな手立てもやっておりますんで、そういったところ、総合的に判断しながらですね、率が上がっていくようなことは念頭に対処していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。議案第58号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から発言をいたします。

12月期の支給率を0.05月分引き下げるものとする改定案については、町職員の低い給与水準を引き下げる必要性はないと判断し、反対であります。

先ほど総務課長よりも説明がありましたが、熊本県ホームページに県内市町村のラスパイレス指数、一般行政職が掲載されております。その内容を見れば、県内45市町村中、甲

佐町は平成30年度が下から3番目、国家公務員行政職の俸給月額を100とした場合の指数は91.9%であります。平成31年度は、前年よりランクを一つ下げて下から2番目、指数は91.5%であります。人事院勧告があっても据え置きしている自治体はあります。人事院勧告があったから、他自治体と同じように引き下げていたら、職員給与はいつまでも下からベスト3内です。私は、今こそ町民のため、町のために精一杯頑張っている職員に報い、コロナ禍における職員の奮闘を踏まえ、引下げをやめるべきと考えます。以上であります。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第58号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でありますけれども、ただいま反対意見がありました。心情的には非常にわかるものもあります。職員の皆様には大変申し訳ない思いがあるけれども、本町の財政状況や、またその他のことを勘案すれば、やむを得ないことかなという思いもありますし、本町の基本方針である、人事院勧告に従ってというその基本方針を守りつつ、ということ勘案し、官民格差が生じると今日にありましては、その思いをしなければならぬし、速やかに上げる時は上げるというようなことも、またこの場で確認しておきたいなという思いもあります。そういった諸々の思いを込めて、この条例案に対して賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第58号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第59号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5議案第59号「町長等の給料及び旅費に関する甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。議案第59号についてご説明申し上げます。

議案第59号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例を次のように制定することといたします。令和2年11月18日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、特別職の国家公務員の給与改定により、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第203条第4項及び同法第204条第3項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。次のページが条例改正の本文でございます。これにつきましては、別紙の説明資料で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（北野 太君） ありがとうございます。 それでは、別紙に付けております議案第59号説明資料で説明させていただきます。まず、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の特別給。これは期末手当の支給率についての改定を勘案しての今回の改正となっております。これにつきましては、先ほどの議案第58号と同様で、職員と同様の0.05月分の減ということになります。これについては、特別職の国家公務員についての特別給期末手当の改定に準じて、町長と特別職の特別給の支給率について改定を行うものでございます。

まず第1条につきましては、第1条と第3条です。につきましては、本年度分の改定となっております。これについては、期末手当の支給率0.05月分を改定するということから、現行の年間2.85月分を0.05引き下げて2.80月分とするものでございます。これについては、12月期で調整するというので、1.425月を1.375月に引き下げることによってございます。

次の第2条及び第4条につきましては、これを来年度以降の分ということで0.05月分を6月期と12月期に分けて0.025月分ずつ引き下げるという形で、それぞれを1.40月分としまして、合わせて2.80月分と改定するものでございます。

それでは、簡単でございますけども、以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） はい。9番です。この議案の59号ですね。この特別職、それから58号の一般職ですね。この0.05カ月分ですけども、これは合計でどれぐらいの金額になるわけですかね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それではお答えいたします。まず特別職につきましては、合わせまして15万1,273円ということによってございます。それと、一般職につきましては、合わせまして171万3,835円ということによってございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 議案第59号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由にありますように、特別職の国家公務員の給与改正により本町も改正する必要が生じたということで、異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第59号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第60号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮川安明君） 日程第6議案第60号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは議案第60号についてご説明申し上げます。

議案第60号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）でございます。次のページをお願いします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,701万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9,044万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和2年11月18日提出、町長名でございます。次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款16国庫支出金に5,701万円を追加し、30億9,501万円としています。2の国庫補助金です。

歳入合計。補正前の額96億3,343万2,000円に5,701万円を追加し、96億9,044万2,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費に278万5,000円を追加し、21億5,382万4,000円としております。

1の総務管理費です。款4衛生費に4,408万3,000円を追加し、6億4,051万9,000円として

おります。1の保健衛生費です。

款6商工費に550万円を追加し、2億476万1,000円としております。1の商工費です。

款9教育費に464万2,000円を追加し、12億7,058万6,000円としております。5の保健体育費です。

歳出合計。補正前の額、96億3,343万2,000円に5,701万円を追加し、96億9,044万2,000円としております。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の2次補正予算にかかる事業の追加を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何か質疑はありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい。5番森田です。歳出の総務費。ページにしますと7ページですけれども、先ほど町長のほうから、大学生等の支援事業に対する給付金事業についてのご説明等がありましたけれども、その点と、8ページの観光費の、これも先ほど町長のほうからありましたけれども、津志田公園の新型コロナウイルス公園トイレ改修についてということで、この2点についてお尋ねをいたします。

まず1点ですけれども、新型コロナウイルスの感染症対策大学生等応援事業給付金ですけれども、この対象者というのは、本人なのか保護者なのか。それと、その保護者であればですね、その世帯の収入等が関係するのかどうかの内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。それでは大学生等の支援金ですけれども、大学生等の応援事業の給付金ですけれども、これにつきましては、対象としておりますのが大学生本人というふうにしております。条件といたしましては、本町に住所を有する大学生、又は県外に出ておられる大学生といたしますけれども、その場合は、本町に扶養義務の方がいらっしゃる方、県外の方につきましては、本町に扶養義務がおられる方ということと、あとは大学生の交付条件といたしまして、1つ目は大学生の生計維持者、保護者の方になりますけれども、その方が個人住民税が非課税であることというふうにしております。それと、大学生本人の場合は、アルバイト等で収入が減少した方、それを一応対象というふうにしております。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 今説明がありましたけれども、大学生本人が対象になるってことです。そうですね。わかりました。それと、収入の要件については非課税世帯ということですね。その確認を再度お願いします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 本人さん、大学生本人さんのアルバイトの収入が減額にな

られた方と、あと、生計維持者の方が、アルバイト等をされてなくて生計維持者の方、扶養に入られてる大学生とかであれば、扶養義務者の方が非課税の場合ということになります。以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい。わかりました。それでは、次の8ページですけれども、この津志田河川公園のトイレ改修工事ですが、あそこは最近ですね、かなりのひとりキャンプとか、家族でのキャンプとかグループでのキャンプとか、入り込み数がかなり増員して、もう連休になると隙間もないような感じで、夜はライトアップされ、なんかお祭りかなんかあってるんじゃないかというふうな感じも受けるところではありますけれども、このトイレ改修は確かにですね、もう以前、自分が担当の時だったと思うんですけども、それから整備されて改修も時々はしてましたけれども、かなり汚いというようなイメージは確かにありますので、改修工事については賛成をしたいと思っておりますけれども、このすることによって、その津志田河川自然公園をどういうふうに、また甲佐町のほうの観光に活かしていきたいというふうに思われているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。お答えいたします。今回の改修につきましては、コロナウイルス感染防止事業という形で行いますので、今のトイレは和式になっておりますが、それを洋式に。併せて、あと手洗い場はセンサーでの手洗いに変えるという改修を考えているところです。

森田議員が質問されました、その公園をどうやって今後また活用するのかという部分ですけれども、それに当たりましては、前回、議員の皆さんにお世話になりました甲佐町にもNIPPONIAという民間のホテルもできましたし、町で整備していますキャンプ場、又は古民家の交流拠点施設もありますので、そのへんをつなぎながら、市街、街なかの各店ともつなぎながら、回遊できるような構造で観光がいければなというふうには考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 先ほど、NIPPONIAの話も出ましたけれども、ここNIPPONIAが営業開設するまでの間に、若い人たちの力でですね、井戸江峡キャンプ場や、それから西村資料館、まあNIPPONIAもそうですけれども、各メディアをかなり利用されて、ある番組では30分以上も甲佐町のほうが紹介されたというような実態もありますけれども、そういう若い世代の方たちがですね、今、行動を起こして、甲佐町をどうにかしていきたいというふうに思われていると思うんですけども、それについて、その町として、何かその考えられていることは、支援なり何なりですね、考えられていることはありますか。その宣伝効果というのはかなりあってると思うんですよ。そのへんについて何かありますか。お願いします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。今森田議員が言われましたように、今パレット

という若者団体を中心に町の活性化を図っていただいております。それにつきましては、国の事業等を活用しながら、今、まちづくりをされておりますので、それについてはその申請等の内容の確認だったり、あと、その今後の事業計画についての連携だったりという部分ですね、町としては携わっているところでございます。

また、先ほど出ました津志田河川公園に来られた方を今後どうするのかという部分の課題解決につきましては、県等との協議をしながらですね、何かいい案がないかという部分での対策も考えているところでございますので、そういった形でつながっていければなどというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。4番鳴瀬です。私も同じく津志田河川公園のトイレについて質問させていただきます。改修の内容については担当課長のほうから説明がありましたので、森田議員の質問の中にも、現在も非常に利用されておられる方もおられるということでございます。今から冬になっていきますけれども、利用される方は冬キャンプをされるんであろうと思われまますので、改修されるその、まず一つは工期はいつからいつまでの工期を見越して、その工事の期間中には使用されないような気がいたしますので、その今のトイレに代わる代替施設というか、簡易トイレを設置をされるのかと思いますけど、そのへんについてお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。今回予算が通りましてから、設計、その後工事になりますので、最短でいきますと明けてからの工事発注になるというふうに考えているところです。で、3月いっぱいまでには完成をさせたいというふうに考えています。

また、その期間中については、予算にも計上させていただいておりますが、簡易トイレを置くような形でですね、利用者の方に不便性がないような形では取り組みたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二です。今、森田議員、それから鳴瀬議員が津志田河原自然公園のトイレについてお尋ね、私もトイレについてお尋ねなんですけど、過去にもきれいにしては壊され、きれいにしては壊されといういたちごっこということを聞いております。今回工事をされるということで、今後壊されないような対策というのは、例えば防犯カメラを付けるとか、土日だけ人を置くとか、そういった対策というのはとられるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。甲斐議員のほうにお答えいたします。今後の管理ですね、管理の問題については、言われるとおり町としても苦慮しているところでございますが、一応この予算の範囲内ですね、発注を行いまして、予算の範囲内でできれば

防犯カメラを設置をしたいなというふうには考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番田中です。すみません、その津志田河原公園のこと、工事でお聞きします。前、課長とも行って、ちょっと私お話したことあると思うんですけど、実際使われてるお客さんたちが、子どもの靴とかを手洗い場で洗ってられる場面をお見かけしてまして、だから、できたら外にですね、一つ水道を作ったほうがどうだろうかというふうなちょっとご提案もしていたんですが、まだあそこの掃除とかされる管理される方がですね、非常にそれで困っているというお話もありますので、そのへんはご検討いただければと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。田中議員の質問にお答えいたしたいと思いますけども、そういう方、話も聞いていますので、この改修にですね、今から設計を行いますので、その中でいい対応策を考えていきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 大学生の支援なんですけども、大学生等というふうに書いてありますので、ちょっとこれ、現実はどういった方が対象になるのかというのを教えてほしいのでですね、県の補助金というか、それに上乗せだというふうに思いますけれども、今、第3波ということでですね、感染拡大も広がって、この収束の目処も立たないわけなんですけども、やっぱりそういった中で雇用の問題というのは、今非常にますます問題になってるわけなんですけども、ですから、やっぱり学生さんの雇用というのが、非常にもろにそういった問題で直面をしていらっしゃるというふうに思うんですけども、3万円上乗せをするということ、もう本当に非常にいいことだというふうに私も思います。それで、ほかにもですね、やっぱりこれが長期化しますと、やっぱり学生さんの生活にもですね、大きな支障がきてるといふふうに思いますので、定期的にですね、例えば町の農産物というか、米とかですね、そういったのを何カ月一度とかですね、そういったことってというのはですね、考えておられないか、検討してほしいなというふうに思うんですけども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。大学生とはどのようなところまでの範囲かということですけども、今回が、熊本県の生活困窮大学生のための給付金交付事業、こちらに上乗せするというので、対象としましては、大学生のほか短期大学、また大学院、それと高等専門学校第4、第5学年と専攻科の方、それと、専門課程に該当する専修学校に在学している学生等を対象としております。

で、今後、第3波ということで患者さんのほうも増えておりますけれども、今後とも定期的に農産物等のということですけども、それについては、今後また、今正確には出て

おりませんけれども、第3次の臨時交付金とか、そういったものが来たときにですね、再度検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 津志田のトイレの話が何人の方も質問が出たんですけど、こういった提案をいただくときはですね、できれば改修するために現場の状況はどうなのかというようなことがわかるような写真とかですね、そういったものを資料として提出いただければ大変わかりやすいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。すみません。そういうとこまですみませんが想定はしておりませんでした。また、今後ですね、この予算が通ってからの正規な設計等になりますので、今後の契約等について、まだ正確に出てませんので、資料としては提出してないところになります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今後はそういうことも考えていただけるということによろしいんですか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） やはり執行権の範囲内のことで対応していきたいというふうに思いますので、おっしゃるようなこと全部資料提出していたら、この議案に載ってる全部出さなくてはならない、そういうのはやはり現実的に無理だと思いますんで、まあ、考えられる範囲の中で、当然お示しをしておかなくちゃならない分の資料等については、当然これは議員の皆様方にも提出をいたします。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 7ページですね、一番上の企画費の中の需用費で、印刷製本費が38万5,000円ございますけれども、これなんか提案理由の時になんか地図とか伺いましたので、町にある5万なのか2万5,000なのか2,500なのかわからないですけど、その、どの地図をなんか更新というか、印刷をされて、もしそれは個人にも以前は売買されてましたけど、現在も個人でも購入することはできるのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。今回補正予算に上げております印刷製本費ですけども、鳴瀬議員が言われるとおりに、町図の印刷費と、これをデータ化するというところで今回上げているところです。地図といたしましては、本町で作っております2万5,000分の1と5万分の1、こちらのほうの更新をすることとしております。

また、それぞれの地図については、一般の方でも購入は可能ということになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第60号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）でありますけども、5,700万円あたりの補正ということで、これはコロナ対策による臨時交付金の活用ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第60号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、令和2年第3回臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、ご提案をいたしました案件につきまして、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。本日ご議決をいただきました予算等に基づき、今後もコロナ対策等にも十分対応していきたいと考えております。

議員各位には、今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日可決されました案件につきましては、今後の町政執行に万全を期されますとともに、適正な事務処理を行っていただき、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分尊重されますよう切に希望し、これをもって令和2年第3回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 3 回 臨 時 会

令 和 2 年 1 1 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 畑 公 孝
作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン 電 話 (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198